

立ま都第 1310 号
令和 4 年 11 月 29 日

昭島特定目的会社

取締役 名古屋 秀和 様

日本 GLP 株式会社

代表取締役社長 帖佐 義之 様

立川市長 清水 庄 平

「GLP昭島プロジェクト」について（要請）

貴社の標記プロジェクトについて、子どもたちをはじめとする地域住民の安全な生活を維持するため、本市市民から提出された請願の趣旨も鑑み下記について強く要請します。

記

1 地域住民への丁寧な対応について

- (1) 計画地周辺の立川市民を含めた地域住民に対しては、計画や工事に関して十分な事前説明と情報提供を行い、意見交換の機会を逐次設け、地域住民の不安や要望には真摯に向き合い、丁寧な対応を行うこと。

2 交通計画について

- (1) 立川市道 1 級 15 号線（宮沢中央通り）は、本市の街区幹線道路（市民の日常生活に密着した生活圏に関係する道路）であるとともに、立川市立西砂小学校に近接した通学路であり、横断・通行する児童が多いこと、通勤・通学時間帯の自転車通行が多く、自転車が絡む自動車や歩行者との接触危険性が高いことなど、交通安全上の重大な懸念があることから、首都圏広域をカバーする物流拠点である本計画の関係車両の主要走行ルートからは除外すること。
- (2) 関連車両の走行（入出庫）ルートについて、本市の上位計画を確認するとともに、計画地周辺の道路及び土地利用の現状を把握したうえで、周辺地域の交通安全の確保と、交通渋滞の発生抑制の観点から再考し、都道や都市計画道路などの高規格道路を通行する計画とすること。
- (3) 関連車両の走行（入出庫）ルートについては、施設利用者に周知するとともに、ルートを逸脱して走行しないよう指導を徹底すること。
- (4) 国道 16 号線へアクセスしやすい入出庫口の位置を検討すること。
- (5) 立川市立西砂小学校学区内への関係車両の進入抑制を図り、特に児童の登下校時間に配慮すること。
- (6) 発生集中交通量を最大限抑制する計画とすること。

- (7) 本事業地への通勤については、公共交通機関を利用するなど、発生集中交通量の抑制に努めること。

3 交通安全について

- (1) 子どもたちが利用する通学路の安全確保、交通渋滞の発生、通勤・通学時の自転車事故の危険、交通安全に対する懸念については、子どもたちをはじめとする地域住民の安全確保のため、事前に危険が予測される箇所については具体的な対応を検討し、交通管理者、道路管理者および関係機関との協議を経たうえで、事前に交通安全対策を講じること。

4 生活環境について

- (1) 交通シミュレーションにより、渋滞が予測される箇所については、渋滞発生抑制のための具体的な対応を検討し、交通管理者、道路管理者および関係機関との協議を経たうえで、事前に渋滞防止対策を講じること。
- (2) 交通シミュレーションにより、交通量が増大し既存道路の劣化が予測される箇所については、具体的な対応を検討し、道路管理者および関係機関との協議を経たうえで、劣化が最小限となるよう事前に対策を講じること。
- (3) 幹線道路における渋滞の発生により、周辺的生活道路へ関連車両が進入し、子どもたちの放課後の活動への影響や、大気汚染、騒音・振動が発生するなど地域住民の生活環境の悪化が懸念されるため、生活道路への関連車両の侵入防止のための具体的な対応を検討し、交通管理者、道路管理者および関係機関との協議を経たうえで、事前に対策を講じること。
- (4) 計画建物の建築による計画地北側の住居に対する日影の影響が最小限となるよう配慮すること。
- (5) 計画建物の建築により近隣にテレビの受信障害等電波障害が生じた場合には、ケーブルテレビ等を採用して十分な対策を講じ、適切な措置をすること。

5 景観について

- (1) 事業地は立川市景観計画における玉川上水地区（景観形成地区）に隣接することから、玉川上水北側からの眺望や圧迫感について、立川市景観計画に基づいた評価・調査等を行い、必要な対策を講ずること。